

専決処分の承認について（藤沢市市税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法第179条第1項の規定により、藤沢市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2026年（令和8年）5月22日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の条例を専決処分する。

2026年（令和8年）3月31日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例等の一部を改正する条例

（藤沢市市税条例の一部改正）

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第32条、第32条の2及び第32条の3を次のように改める。

第32条、第32条の2及び第32条の3 削除

第33条（見出しを含む。）並びに第34条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第35条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に

改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第36条（見出しを含む。）及び第37条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第38条第3項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第51条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とする。

附則第14項から第16項まで並びに附則第17項の前の見出し並びに同項及び第18項を削る。

附則第19項（見出しを含む。）中「の種別割」を削り、同項を附則第14項とし、附則中第20項を第15項とし、第21項から第24項までを5項ずつ繰り上げる。

附則第25項の見出し中「令和8年度分」を「令和7年度分」に改め、同項中「当該各号に定めるとおりとし、当該軽自動車は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和8年度分の軽自動車の種別割に限り、当該第1号及び第2号に定めるとおりとし、第3号は適用しない」を「当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項を附則第20項とし、同項の次に次の1項を加える。

（令和8年度分の軽自動車税の税率の特例）

21 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和8年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「1,800円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「2,700円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,000円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「1,300円」と

する。

- (2) 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

附則中第26項を第22項とし、第27項を第23項とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成18年藤沢市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割」を削る。

第2条中「の種別割」を削り、「第463条の18」を「第451条」に改める。

第3条及び第4条中「の種別割」を削る。

(藤沢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 藤沢市市税条例の一部を改正する条例（平成26年藤沢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表以外の部分中「の種別割」を削り、「第18項」を「第14項」に改め、同項の表中「第18項」を「第14項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(藤沢市市税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 令和8年3月31日までに取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の藤沢市市税条例及び第3条の規定による改正後の藤沢市市税条例の一部を改正する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正により、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、緊急に藤沢市市税条例等を改正する必要性が生じ、令和8年3月31日付けで藤沢市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。